

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）の実施にあたっては、福井県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）、農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱（以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第1 目的

県外出身者や嶺南在住者が林業へ新規就業または「ふくい林業カレッジ」を受講する際にかかる費用の一部を支援することにより、林業担い手の確保・定着を図る。

第2 事業内容

1 事業内容は、次のとおりとする。

（1）Iターン者確保・定着促進

県外出身で「緑の雇用」担い手確保支援の研修または「ふくい林業カレッジ」の研修を受ける者に給付金を支給する。

（2）嶺南在住者確保促進

嶺南在住で「ふくい林業カレッジ」の研修を受ける者に給付金を支給する。

2 前項の（1）および（2）の事業内容は併用できない。

第3 事業対象者

この事業の対象者は、次のとおりとする。

（1）Iターン者確保・定着促進

県外出身者のうち、新たに林業へ就業し、「緑の雇用」担い手確保支援事業の研修を受ける者、または「ふくい林業カレッジ」の研修を受ける者を対象とする。（以下「受給者」という。）

（2）嶺南在住者確保促進

嶺南在住者のうち「ふくい林業カレッジ」の研修を受ける者を対象とする。

第4 給付金の額

県は予算の範囲内において、次の給付金を補助する。

（1）Iターン者確保・定着促進

給付金の額は、給付期間を限度に研修生1人当たり月額50千円以内とする。

（2）嶺南在住者確保促進

給付金の額は、給付期間を限度に研修生1人当たり月額50千円以内とする。

第5 事業対象期間および給付期間

(1) Iターン者確保・定着促進

研修事業名	給付期間（事業対象期間）
「緑の雇用」担い手確保支援事業	林業事業体と雇用契約を締結後、研修開始日から2年後の4月末日まで
ふくい林業カレッジ研修事業	研修開始日から2年後の4月末日まで

研修を途中で取りやめた場合は、その時点を給付期間の終了日とする。なお、給付期間が1ヶ月に満たないものは切り捨てるものとする。ただし、開始月を算定する場合においては、この限りでない。

(2) 嶺南在住者確保促進

研修事業名	給付期間（事業対象期間）
ふくい林業カレッジ研修事業	【短期コース】研修開始日から7月末日まで 【長期コース】研修開始日から3月末日まで

研修を途中で取りやめた場合は、その時点を給付期間の終了日とする。なお、給付期間が1ヶ月に満たないものは切り捨てるものとする。ただし、開始月を算定する場合においては、この限りでない。

第6 給付金の返還

次に掲げる事項に該当する場合には、受給者は給付金の全額を返還しなければならない。ただし、受給者本人の死去や疾病等やむを得ない事情により就業を中止せざるを得ないと県知事が認めた場合についてはこの限りではない。

- (1) 事業対象期間終了後、福井県内で2年以上の林業への就業ができなかった場合。
- (2) 第11に係る報告を適切に行わなかった場合。
- (3) 虚偽の申請等を行った場合。

第7 申請書および事業計画書の提出

申請者は県知事あてに申請書および事業計画書を当該年度の4月末日までに提出する。

第8 審査結果の通知

県は申請者から提出のあった事業計画書の内容を審査し、その結果を通知する。

第9 事業の実施

本事業は、第8の規定により決定を受けた者が県から補助金の交付を受けることができるものとする。また、その補助金交付手続きは県規則、県要綱に基づいて行うものとする。

第10 計画の変更等

計画内容を変更する場合は、変更した事業計画書を県知事に提出する。

第11 就業状況報告

受給者は、事業対象期間の終了後から、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告を県知事に提出する。

なお、就業状況報告は、事業対象期間終了の翌年度から起算して、3年目の年度末までの状況について提出するものとする。

第12 住所変更報告

- 1 受給者は、事業対象期間および第11の就業状況報告の対象期間内に居住地を転居した場合は、転居後1ヶ月以内に住所変更届を県知事に提出する。
- 2 事業対象期間終了後、2年以上福井県内にて林業へ就業した受給者のうち第11の就業状況報告の対象期間内に県外へ転居した場合は、前項の住所変更届と併せて県外転出に係る誓約書を添付するものとする。

第13 就業状況の確認

第11の就業状況報告を受けた県は、当該受給者の就業状況を確認する。確認は、出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必要に応じて、関係者で作業現場の確認・面接等を行うこととし、適切な指導を行う。

第14 報告

受給者は事業実施年度の3月31日までに、事業実績報告書を県知事に提出するものとする。

第15 その他

- 1 この通知に定めるもののほか、必要な事項はそのつど定めるものとする。
- 2 この要領は平成27年4月1日より適用する。
- 3 平成28年4月1日一部改正
- 4 平成29年10月26日一部改正
- 5 平成31年4月10日一部改正
- 6 令和2年4月1日一部改正
- 7 令和3年4月1日一部改正
- 8 令和5年4月1日一部改正

様式集

様式第 1 号

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）の申請について

年度において、林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）を実施したいので、同事業実施要領第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

（１）林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）

計画書（様式第 2 号）

（２）誓約書（様式第 3 号）

（３）添付書類

《Ⅰ ターン者確保・定着促進》

- ・他県での居住と現住所を証明する書類（住民票の写し等）
- ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の研修を受ける者、または「ふくい林業カレッジ」の研修を修了し就業した者にあつては雇用契約書等の写し
- ・その他県が必要と認めるもの

《嶺南在住者確保促進》

- ・嶺南での居住と現住所を証明する書類（住民票の写し等）
- ・嶺北地域に転居する場合にあつては住宅賃貸借契約書の写し
- ・その他県が必要と認めるもの

※次年度以降の申請に関して前回申請した内容から変更がないときは、添付書類の一部を省略できる。

様式第 2 号

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）計画書

1. 補助対象者

氏 名 生年月日・年齢	年 月 日生（ 歳）
現 住 所 (就業時の住所)	〒 — TEL
就業・研修開始前 の住所	〒 —
家族構成	
事業区分	I ターン者確保・定着促進 嶺南在住者確保促進

2. 勤務先

事業体名	
代表者氏名等	
事業所住所	〒 — TEL

※ふくい林業カレッジの研修生は未記入

3. 研修内容

研修名	主たる研修内容	研修期間
	※「緑の雇用」または「ふくい林業カレッジ」 の研修内容を記入	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

福井県知事 様

住 所 :
〔申請者〕氏 名 :
電話番号 :

誓 約 書

私は、林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領の規定を遵守し、研修または林業事業体での業務に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定に基づき、受領した給付金の全額を返還となることがあることについて異議はありません。また、その際に、規定に基づき返還すべき給付金が発生した場合は、必ず返還することを（※連帯保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

自宅電話番号

携帯番号

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

自宅電話番号

携帯番号

※連帯保証人については自署のうえ実印を押印するとともに、実印の印鑑証明（写しでも可）を添付すること

申請者名 様

福井県知事

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）の審査結果について

年 月 日付けで申請のあった、林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）申込書について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 申請日 年 月 日
- 2 申請者名
- 3 事業区分 I ターン者確保・定着促進 嶺南在住者確保促進
- 4 審査の結果 認可 不認可

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）補助
金交付申請書

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）につ
いて、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第 4 条の規定に
より、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）
- 2 補助事業の目的および内容
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 交付申請の額
円
- 5 添付書類
事業計画書

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）事業計画書

1. 事業体名

2. 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業内容

4. 事業費

区 分		事業費	県補助金	事業費の積算
給付金	I ターン者確保・定着 促進			5 万円／月×月
	嶺南在住者確保促進			5 万円／月×月
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

事業主体名

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）補助
金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定された 年度
林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）について、下記のと
おり変更したいので、福井県補助金等交付規則第 4 条の規定により、関係書類
を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度林業担い手確保・定着事業
(就業者確保・定着促進事業)
- 2 補助事業の目的および内容
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日
- 4 変更理由
- 5 交付申請の額
円
- 6 添付書類
事業計画書（変更）

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）
事業計画書（変更）

1. 事業体名

2. 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業内容

4. 事業費

区 分		事業費	県補助金	事業費の積算
給付金	I ターン者確保・定着促進			5万円／月× 月
	嶺南在住者確保促進			5万円／月× 月
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業主体名

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

就業状況報告書（ 年目 1 ～ 6 月 ・ 7 ～ 1 2 月 ）

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領第 1 1 の規定に基づき、下記のとおり就業状況報告書を提出します。

記

1 雇用先の林業事業体等の名称等

林業事業体名	
住 所	
電 話 番 号	

2 担当している業務

3 今後の課題および目標

4 従事日数

	日
--	---

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

住所変更届

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領第 12 の
1 項の規定に基づき、下記のとおり住所変更届を提出します。

記

〔変更前〕

（住 所）〒

（電話番号）

〔変更後〕

（住 所）〒

（電話番号）

※ 変更後の住所が分かる書類（住民票の写し等）を添付すること

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

県外転出に係る誓約書

下記理由によりやむを得ず県外へ転出することとなったので、林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領第 12 の 2 項の規定に基づき、県外転出に係る誓約書を提出します。

つきましては、転出後も林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実施要領第 11 の規定に基づき遅延なく就業状況報告を提出することを誓約いたします。

記

〔受給期間〕

年 月～ 年 月

〔受給金額〕

円（ 円／月× 月）

〔転出先〕

（住 所）〒

（電話番号）

〔転出理由〕

年 月 日

福井県知事 様

事業体名
申請者名

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）実績
報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）が完了し
たので、福井県補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて下記
のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度林業担い手確保・定着事業
(就業者確保・定着促進事業)
- 2 補助金の交付決定額およびその精算額
- 3 補助事業の完了予定日
年 月 日～ 年 月 日
- 4 添付書類
事業実績書

林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）事業実績書

1. 事業体名

2. 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業内容

4. 事業費

区 分		事業費	県補助金	事業費の積算
給付金	I ターン者確保・定着促進			5 万円／月 × 月
	嶺南在住者確保促進			5 万円／月 × 月
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業主体名

(参考様式)

年 月 日

福井県知事 様

住所
氏名

年度林業担い手確保・定着事業（就業者確保・定着促進事業）補助
金交付概算払請求書

年 月 日付け福井県指令 第 号で交付決定の通知が
あった補助金 円を交付されるよう福井県補助金等交付規則
第15条の規定により請求します。

記

補助金交付額の 確定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

※添付資料 出勤簿等

口座名	
口座番号	